

第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました



平成12年に介護保険制度が始まってから15年が経過し、介護を必要とする状態になっても、自宅で自立した日常生活が営め、また、要介護等認定者を社会全体で支援する仕組みが構築されてきました。

今回策定した平成27年から29年の3年間の期間とする第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を柱とする平成27年度からの介護保険法改正内容を踏まえ、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの推進を継続しながら、認知症施策や在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)への積極的な取り組みを行っていきます。

☎ 高齢介護課高齢福祉係 ☎ 23-6085

介護サービスの充実

今年度から、施設サービスは、新たに入所する場合、原則、要介護3以上に限定されます。可能な限り自宅での生活が継続できるように、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの居宅サービスの充実を努めます。

市内の介護老人福祉施設の待機者数は823人で、そのうち、重度とみなされる要介護4、5の認定者数は239人となっています。待機者数を減らし、介護期間を縮めるため、要介護4、5の待機者数を半分に減らしていくことを目標に、平成29年度の開設を目指して施設を整備します。また、原則として、市内に

住む高齢者だけが利用できる地域密着型サービス施設も整備します。(表①参照)

生活支援サービスの充実

介護サービスを補完する「高齢者生活支援サービス」と「家族介護者支援サービス」を継続し、支援に努めます。

生きがいづくり活動の推進

高齢者の生きがいづくり活動を推進するため、老人福祉センターの各種教室を充実させ、老人クラブ活動が今後も継続されるようにしていきます。また、就労やボランティア活動、地域活動への参加など、高齢者の社会参加を促進します。

地域包括ケアシステムを推進

地域包括支援センター機能の充実を図りながら、介護保険事業者、医療機関、福祉関係団体、ボランティア団体、NPOなどの連携を強化し、地域包括ケアシステム推進のための拠点として、高齢者の日常生活を地域全体で総合的に支援するシステムの構築に努めます。

第一号被保険者の介護保険料を改定

第6期における、第一号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料算定の基礎となる介護サービスの総費用見込額は、約364億円と推計されます。第5期の

生活の質を向上させる介護予防事業の推進

運動機能や栄養状態などの改善だけでなく、生活環境の改善や地域での居場所づくり、出番づくりなど、一人ひとりの生きがいや生

活の質の向上に向けた支援のため、地域包括支援センターや地域の関係機関との協働による一貫性・連続性のある「介護予防ケアマネジメント」を確立させ、地域の実情に応じた介護予防を推進します。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みのことで、

団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、市の特性に合わせた、主体的な仕組みを作り上げていくことを目指します。

306億円と比較すると、約58億円(19・0%)増えることが見込まれます。総費用見込額から算出した、第一号被保険者一人あたりの介護保険料基準月額(表②)となり、第5期基準月額と比較すると、1115円(23・5%)の増となります。

第6期計画における介護保険料の所得段階は、所得水準に応じて、よりきめ細かな保険料設定を行うため、これまでの6段階から、国が示す9段階に見直します。

計画の進行管理

被保険者の代表者、介護サービス従事者、学識経験者で構成する「大崎市介護保険運営委員会」で、計画の進行管理を行います。

計画に掲げる個々の数値目標の達成状況や、各種事業の進捗状況の点検・評価を行い、より良い介護保険事業と高齢者福祉事業の展開に努めます。

施設整備計画【表①】

日常生活圏域	施設種別(最大定員)
古川地区	●介護老人福祉施設(60人) ●看護小規模多機能型居宅介護事業所(29人) ●認知症対応型共同生活介護事業所(18人)
鳴子温泉地区	●地域密着型介護老人福祉施設(29人) ●小規模多機能型居宅介護事業所(29人) ●認知症対応型共同生活介護事業所(18人)
田尻地区	●地域密着型介護老人福祉施設(29人) ●小規模多機能型居宅介護事業所(29人) ●認知症対応型共同生活介護事業所(18人)

大崎市の第6期介護保険料【表②】

各段階別の年額 = 基準月額5,865円 × 12月 × 各段階別の基準額に対する割合(100円未満切捨て)

所得段階	対象者	割合	年額
第1段階	■生活保護受給者の人 ■老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ■世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.45	31,600円
第2段階	■世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.75	52,700円
第3段階	■世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	0.75	52,700円
第4段階	■本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.90	63,300円
第5段階	■本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の人	1.00	70,300円
第6段階	■本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	84,400円
第7段階	■本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30	91,400円
第8段階	■本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	105,500円
第9段階	■本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の人	1.70	119,600円

※第1段階の基準額に対する割合などは、軽減実施後の数値です。

※平成29年4月に、公費による低所得者の保険料軽減が完全実施された場合、第1および第2・3段階の基準額に対する割合なども変更となります。